

令和6年度 第3回地域クラブ活動協議会

1. 開催日時 場所 令和6年12月18日(水) 午前9時30分～12時00分
浜松市教育委員会第一会議室

2. 協議委員の出欠 出席：奥家章夫 嶋野聡 杉田実良 鈴木美佐男 森下伸弘 桔川増雄
野秋愛美 野中崇 岡本雅康 徳田弘子 藤田晴康 藤田健次
鈴木三男 松野英男 加藤元一 河合信寿 山本治之 鈴木健一郎
欠席：笹原康夫

3. 事務局 浜松市教育委員会指導課

4. 協議に関する議事の概要

○奥家委員長

協議1「ワーキンググループからの提案」について、「運営団体・実施主体」のワーキンググループからお願いします。

○事務局

最初に「運営団体・実施主体になるための手続きや条件の整備」についてです。現在、地域移行に関するイメージ図など、さくら連絡網を通して児童生徒や保護者へ情報発信を行っています。今後は地域クラブの創設に向けて、市民の皆様への集中的な広報活動が必要だと考えます。具体的な方策として、中学校地域クラブやスポーツ少年団など、各課が所管する既存のクラブや団体に対して地域クラブに関する情報を随時提供していく場を設定していくこと、小学生を対象とした団体やクラブには中学生の受け入れを検討していただけるよう依頼すること、新規に地域クラブの創設を考えている方に対して説明会や個別相談会を実施することを計画しています。そしてこれらの活動を「広報はままつ」などの様々な媒体を活用して周知していきます。また、これらの広報活動を展開していくために、地域クラブ創設の指針となるガイドラインを策定した上で、周知を進めていくことが妥当と考えます。ガイドラインの詳細については協議2で提案がありますが、本ワーキンググループでは、令和7年8月の第2回協議会を目標にガイドラインの最終案を検討し、令和7年10月を目途に策定していくというスケジュールで進めていきたいと考えます。ガイドライン策定を受け、令和7年度の後半は、ガイドラインの周知期間、地域クラブの創設支援、相談業務に重点的にあたっていききたいと考えます。

次に、「中学校地域クラブ等の規約改正」についてです。指導課が所管している「中学校地域クラブ」については、12月の時点で126団体の登録があり、地域クラブの運営団体・実施主体の担い手としての可能性が高い団体の1つです。最終的には、今後準備を進めていく市が認定する「地域クラブ」と、現在の「中学校地域クラブ」が共存することでの混乱を避け、中学校地域クラブが市の認定する地域クラブ活動に移行してもらえよう、指導課と各中学校地域クラブが直接つながり、必要な情報を共有できる体制づくりを進めていきたいと考えます。

次に「民間事業との連携」についてです。本市が進める部活動の地域移行について、運営団体の創設、指導者の派遣、あるいは運営団体への費用援助や協賛金の出資等に関心をもっていただいている民間企業があると聞いております。こういった民間企業に対しても、今後丁寧に説明を行っていき、連携や支援の依頼をしていくことが受け皿の確保につながっていくと考えております。また、スポーツ振興課では、浜松市とプロスポーツチームが提携を結ぶなど、様々な取り組みを行っています。民間企業側の需

要などの情報を共有し、引き続き民間企業との連携の具体を検討していきたいと考えております。

続いて協議事項です。協議事項としては2点ございます。

1 点目は運営団体への費用援助のあり方です。費用のワーキンググループとも協議し、指導者への報酬援助については、多様な運営団体が展開する浜松市の体制では難しく、運営団体への直接的な費用援助の方策を検討していくとの方向性になりました。既存の補助金制度が地域クラブ活動への援助に活用できないかを精査しましたが、補助金の主旨等から運用は難しい面があり、新たな枠組みを作っていく方がよいという結論になりました。各地域クラブが、自立し持続可能なクラブとして運営できることが前提ではありますが、予算の面からも永続的に援助を続けることは現実的に難しいのではないかと意見もあります。よって、地域クラブの創設から数年の費用援助が妥当ではないかとワーキンググループとしては考えます。費用援助のあり方について、援助の期間だけでなく、援助する団体の対象、具体的な援助額などについてもご意見をいただきたいと思います。

2 点目は前回追加の論点として設定された「実効性のあるモニタリング体制の構築」に関わる提案です。市が定めた要件を満たした団体を市の認定地域クラブとし、活動状況等をモニタリングしていくことは、中学生が安心安全に活動していくためにとても重要な業務となります。その一方で、この体制に関わる業務内容が多岐に渡り、膨大な業務量になることが予想されます。一例として、地域クラブの創設に向けての広報活動や説明会、登録作業に関わる申請書類の相談や支援、認定に関わる申請書類のチェック等の認定作業、活動中に起きたトラブル等に関わる相談対応、加えて団体への費用援助を行うとなると、それに関わる業務などが挙げられます。現状の事務局の体制では、想定される業務に対応することは難しいと考えています。他都市では、事務局業務の一部を民間委託している自治体もあります。

また、地域クラブ側の運営の負担についても考えていく必要があります。会費の徴収、指導者への報酬支払などの会計管理、活動日のスケジュール調整や連絡などの運営に関わる負担を少しでも軽減するために、民間企業のシステムを導入することも検討の余地があるのではないかと考えます。よって、事務局業務の民間委託や、クラブ運営者の負担を軽減できるシステムを提供してくれる民間企業との連携等をワーキンググループとして考えていますが、各団体が持続可能で自立した運営ができるサポート体制の構築について、事務局側と地域クラブ側のそれぞれについて、ご意見をいただきたいと思います。

○森下委員

今年度の中学校地域クラブの加盟団体が126団体あるということですが、スポーツに偏っているような雰囲気があります。例えば吹奏楽は加盟数がどのくらいありますか。

○事務局

現状、文化については吹奏楽以外の登録はありません。吹奏楽については今年度の登録は7団体です。

○森下委員

静岡市では、吹奏楽の指導者が少ないということで、一つの地域クラブの形として、市内の音楽関係者やプロの音楽家を中心となって地域クラブの運営を進めている様子が新聞報道に載っていましたが、浜松市ではそのようなことは考えていますか。

○事務局

中学校地域クラブについては、専門的な技術指導を行う指導者が確保できず、保護者による活動の見守りが中心となっているクラブが多くあります。吹奏楽が盛んな浜松市では、実際に部活動の指導に外部講師として関わっている楽器指導者の方が多く、他の自治体よりは指導者に恵まれていると思います。

吹奏楽部自体も市内 40 校以上設置されていますが、部員数は全体として減少しています。今後持続可能な活動ということを考えると、複数の吹奏楽部が母体となった地域クラブのあり方も選択肢の一つとして考えられます。

○藤田健次委員

吹奏楽部については、浜松市文化振興財団として指導者派遣事業を行っています。また、都田のサーラ音楽ホールを練習拠点として、小学生から高校生までの NPO の吹奏楽団が活動し、プロの指導者も指導に携わっています。ただ、これらの吹奏楽団は各地域を母体とした集団ではなく、市内全域を対象とした団体です。

○奥家委員長

吹奏楽に関しては、すでに浜松市全域を対象とする運営団体・実施主体の活動もあり、子供たちがその団体で充実した活動ができているという視点で見れば、中学校地域クラブのような中学校区を拠点とした団体でなくても、受け皿になりうる可能性が十分あると思っています。

○嶋野委員

地域クラブの創設に関わる周知について、新たにクラブを起こしたいとか参入したいという方々に対しては、市のホームページや「広報はままつ」だけでは伝わりきらないと思います。SNS の活用や各関係団体への訪問など、周知方法の具体について検討してほしいと思います。

○奥家委員長

協議事項として、運営団体への費用援助のあり方と、各団体が持続可能で自立した運営ができるサポート体制をどのようにしていくかの二点があります。まず、費用援助のあり方についてご意見をお願いします。

○藤田健次委員

運営団体への費用補助ではなく、市認定の地域クラブに参加する子供たちへの費用援助の方がいいのではないかと思います。地域クラブ活動は、学校部活動がこれまで担ってきた教育的な側面をカリキュラムに盛り込んだ運営がされるべきだと思います。また、指導者や活動場所の確保、保険など運営体制の確保や大会の参加については、地域クラブの責任において行うべきであり、活動に掛かる経費は受益者負担で賄うことが基本であると考えます。そしてその経費負担である月謝の一部を行政が援助するという形をイメージしています。行政側は、人材バンクや研修会の開催、活動場所の提供など、地域クラブの運営を側面からサポートする形が良いのではないかと思います。例えば大阪市の習い事助成事業や神戸市の「コベカツ」などが、参考になるのではないかと思います。特に神戸市の「コベカツ」は、文化面においては吹奏楽とか合唱だけではなくて、ダンスや料理、科学など、多様なジャンルを子供たちに提供できるシステムの構築が図られていると感じました。

○奥家委員長

地域クラブ活動の運営に係る費用を「見える化」していく必要があると思います。現在の部活動では、学校のグラウンドや体育館等の施設の使用料はかかっていなかったり、顧問である教員や指導員に対する報酬が十分ではなかったりという実態があります。地域クラブ活動にかかる費用を誰がどう負担し、運営していくかという話の中で、基本的には受益者負担で運営していきますが、一方で受益者負担はで

きる限り低廉にという国の方向性もあります。持続可能な運営ということを考えたときに、受益者負担のみでは立ちゆかなくなるということであれば、行政からの一定の支援も必要になるのではないかと思います。それを運営団体・実施主体を対象とするのか、参加する子供たちへの支援とするのかというような議論はあるのだろーと思います。

○事務局

事務局としては、運営団体への費用援助を提案しています。参加者への支援については、生活困窮世帯など、一部支援が必要な世帯に対する費用援助については、国のガイドラインでも指針として示されている部分であり、検討を進めているところです。

○藤田健次委員

指導者への報酬や大会の参加費などに係る費用は、運営団体が自らの経営の中で考え、月謝に反映したり、別途参加料を徴収したりして対応することだと思います。行政は受益者の負担額が高額な場合、子供たちが活動できるよう、費用の一部を助成するというのがよいのではないかと考えます。

○森下委員

保護者の立場からは、団体への支援よりも参加者個人への支援という形を取ってもらうことの方がありがたいです。特に山間部については、遠方のクラブに通わなければならない地域もあるので、それらも含めた援助の仕方を考えていただけると、保護者としては大変嬉しいですよ。

○奥家委員長

ワーキンググループからの提案は、地域クラブの創設のところで支援をしたいということですよ。だから、各地域クラブで自走して運営できるような状態になれば、それ以降は自営していただくということを想定しています。

○野秋委員

学校の立場からすると、既に生徒が通っている既存のクラブに関しては、学校や校区が一緒になって何かを考えるということではないと思います。学校が考えなければいけないのは、休日に学校部活動ができなくなるのであれば、土日になんか運動したいとか、もう少し技能を高めていきたいという生徒のために、地域で受け皿を作れないかということだと思います。つまりは、全く何もないところに新しい運営団体を一緒になって作っていくことをイメージしています。ただゼロから運営団体を立ち上げるにあたっては、最初から受益者負担というのは難しいだろうと考えています。地域クラブの創設の部分に関しては、費用援助だけではなく、創設に向けての体制づくりの支援も含めて必要になるのではないかと思います。そのような意味では、先ほど提案があったように、国の実証事業等を活用して、地域クラブの創設を目指す運営団体を募集し、創設に向けてのモデルを示していくことは有効だと思います。中学校校区を母体とした中学校地域クラブについても、競技ごとに地域クラブ化を進めるだけではなく、中学校校区で複数の競技を取りまとめるような運営団体ができると、その競技の持続可能な運営にも繋がっていくのではないかと思います。

○桔川委員

団体への支援は、短期的なものと長期的なものがあると思います。スタートアップしていくためには、かなりの備品が必要になるので、参加者や団体がすべて負担することは非常に難しいと思います。総合

型地域スポーツクラブの創設の際も、行政からの支援があり、運営上とても助かりました。

○事務局

国の実証事業は、多岐にわたって展開されています。地域クラブの創設に関わる場所での、例えば事務局や運営団体が多くの実施主体を統括する形で運営する場合の事例については、他の自治体の実証事業でも示されています。来年度に関しては、浜松市が目指す方向性の一助となる国の実証事業の内容が示されれば、事業への参加を前向きに検討していきたいと考えています。

○藤田晴康委員

団体への費用援助については、団体によって状況は様々であるので、上限額だけを決め、申請するクラブがそれぞれ必要なものを選択できるような仕組みにしていけばよいのではないかと思います。

○事務局

本日欠席の笹原委員からも、費用援助の額をクラブ員の数に応じて変えるなど、援助の対象となる基準を設ける必要があるのではないかというご意見をいただいております。ワーキンググループとしては、市が認定する地域クラブの中で費用援助の申請があった団体のみを対象とすることを考えています。

○奥家委員長

2 点目の各団体への運営サポート体制についての話です。これは団体へのサポート体制と共に、それらを統括する事務局の体制をどうするかということも考えなければなりません。各地域クラブ団体へのモニタリング業務も含めてサポートしていくことが事務局には求められますが、相当に広範で膨大な業務量が予想されます。方向性の一つとして、事務局業務の民間委託を検討していくことの必要性に関して、ご意見はあるでしょうか。

○鈴木三男委員

他都市では、小学校の部活動の委託業務に関わり、その質や体制が十分でないという指摘を報道で聞いたことがあります。今回は、事務局業務の委託なのか、それとも運営団体自体の委託なのか、他都市の状況も含めて、参考となる事例があれば教えていただきたいです。

○事務局

他都市については、運営団体自体を業務委託したり、運営団体をサポートする事務局業務を委託したりしている例がみられます。業務委託については、実施しているどの自治体においても、ご指摘いただいたような課題を抱えていると聞いております。また、他都市の例としては、団体への費用援助の期間を2年間と限定し、1年目は10万円、2年目は5万円という形で援助していく自治体や、活動日数に応じて指導者への報酬の半分までを援助するという自治体もあります。費用援助自体をしていない自治体もあり、業務委託についても費用援助についても、自治体によって様々です。

○鈴木美佐男委員

それぞれのクラブの自主性がありますので、行政が各地域クラブの運営状況等をチェックするなどの作業はできるだけなくした方がいいと思います。そうでないと各団体が自走して運営することができなくなり持続可能な体制ができていけないと思います。ただ市で認定する団体ということであるから、こういうことは守ってくださいよ、こうしてくださいよと言うことを示したガイドラインは順守するよう

をお願いをし、何か問題があったときには関わっていくという形がいいと思います。各地域クラブに常時入り込み、いろいろな運営状況をチェックすることはしなくてもいいのではないかと思います。

○奥家委員長

次に「指導者」のワーキンググループからの報告をお願いします。

○事務局

最初に「教員の兼職兼業（営利企業等従事）の制度整備」についてです。9月の「休日の部活動の地域移行」に関する学校調査では、今後、教員が地域クラブ活動にどのように関われるかについて、早い段階で周知してほしいとの要望が多くありました。教員の地域クラブへの関わり方については次のような方向性を示すことを考えています。地域クラブ活動への指導を希望する教員は、浜松市の認定を受けた地域クラブ団体側からの依頼に基づき「営利企業等従事」の申請で対応すること、「時間外在校等時間45時間以内」と「地域クラブ活動への従事時間35時間以内」で複数月平均80時間以内となること、勤務校を母体とする地域クラブも含め、どの地域クラブで指導するかは教員自らが選択できる制度とすることになります。なお、市が認定する地域クラブは土日どちらか3時間程度の活動時間を基本とするため、実質は月15時間程度の活動時間となります。また、指導を希望する教員は事前に人材バンクに登録し、運営団体側は指導を希望する教員のみに指導の依頼ができる体制を作り、指導を希望しない教員が地域クラブへの参加を強要されることがないようにしたいと考えています。なお、学校部活動として休日の大会の指導引率する場合は、今まで通り特殊勤務手当をつけて対応することとし、適用される大会については今後検討していきます。これらの内容を整理し、令和6年度中に各学校に示していきたいと考えています。

次に「部活動指導員の拡充」についてです。令和7年度に平日・休日ともに部活動指導員を希望する学校が34校94部活あり、休日のみ希望する学校は11校21部活となっています。部活動数では計115部活以上が希望をしている状況です。今後、部活動指導員の増員は必須であり、令和7年度は土日に特化した部活動指導員の雇用推進と大学生の雇用促進にスポットをあてて進めたいと考えています。指導課ではこれらに伴う制度の変更を進め、すでに西部地区の大学を訪問し、周知活動を行っています。

次に「指導者派遣システムの構築」についてです。運営団体と指導者をつなぐマッチングシステムについては、他の自治体の実態を検証し、費用対効果の点から民間のマッチングシステムを導入することは時期尚早と考えます。地域クラブでの指導を希望する方が指導者登録を行い、指導者を必要としている地域クラブ団体が人材リストを閲覧し、事務局でマッチングをしていく形を構築していくことが現実的だと考えます。また、各課にある既存の指導者人材リストを生かし、各課で地域クラブ指導者への登録の依頼を周知していきます。新規の指導者人材のリスト化は事務局を中心に進めていきます。

次に「学校運営協議会等による人材の発掘」についてです。今後、学校運営協議会等で運営団体や指導者に関する情報交換が積極的に行われる体制づくりが必要です。これらの情報については学校で集約し、市の事務局と共有できるとよいと思います。また、事務局で募集を周知するチラシ、ポスターのフォーマットを作成し、学校運営協議会等で運用を検討していただくことも考えています。

最後に「指導者研修会の実施」についてです。登録した指導者については、指導者としての一定の質の担保が必要となります。登録者全員を一同に参集するのは難しいため、オンデマンドによる講習が現実的です。他の自治体では、動画共有サイトに大学と協働して作成した動画教材をアップするなどして研修環境を構築している事例もあります。本市も大学や民間企業との連携による研修動画の開発などを検討していきたいと考えます。

指導者の協議事項については、改めて今後指導者の確保に向けてどのような方策があるのかについて、

ご意見をいただきたいと思います。ワーキンググループとしては、指導者となりうる可能性が高い地域住民、保護者、中学校教員だけではなく、小学校や特別支援学校の教員、少年団指導者など、ターゲットを絞った集中的な周知活動の推進、指導者資格の補助の実現、指導者をサポートする運営スタッフの確保にも目を向けていく必要性などの論点が挙がっています。以上です。

○野中委員

地域クラブの指導を希望する教員が、2割程度というデータが出ています。指導者が自分の勤務する学校を母体とする地域クラブでも活動できることを早い段階で周知すれば、休日に関わりたいというモチベーションに繋がる教員もいると思います。これを早く周知していただければ、教員も令和8年9月からのを見通しをもてると思います。

○鈴木健一郎委員

学校運営協議会等でチラシ、ポスターのフォーマットを作成するとありますが、チラシやポスター等に対して意見をもらうという認識でいいですか。

○事務局

チラシやポスターのフォーマットについては事務局で作成し、学校運営協議会等で配布し、必要に応じて活用していただく形をとりたいと考えています。

○徳田委員

やりたい教員の希望が尊重されることはよいことですし、どのように関わりたいかというそれぞれの思いは大切にされるべきだと思います。

一方で、勤務校を母体とする地域クラブへの参加について、教員には人事異動があるため、異動のタイミングで指導者がいなくなる可能性が懸念されます。勤務校の地域クラブに携われることで進めるのであれば、そうした懸念も回避できるような仕組みを考えてほしいと思います。

○野中委員

地域クラブの運営団体は地域が母体となっているので、土日に指導を希望する教員というのはあくまでもサポートに入るのが基本的な考え方だと思います。平日指導しているから土日も教員が主導権をもつのは間違いではないかと思います。だから、教員はあくまでも指導者が複数いる団体の中のサポート役という関わりであれば、異動があっても差し支えないのかと考えます。

○事務局

指導を希望する教員がどこでどのような形で関わるかを自ら選択してもらうことが、教員の関わり方のベースになります。市が認定する地域クラブに関しては、複数の指導者で指導するところを認定の要件としていきたいと考えています。

○森下委員

指導者の登録ですが、1人の指導者が複数の団体に登録することを想定していますか。1人の指導者が複数の地域クラブに関わるのが可能になれば、指導者の確保は容易になると思います。

○事務局

活動日や活動時間の調整ができれば、1人の指導者が複数の地域クラブに関わることは不可能ではないと思います。今後の検討課題にしていきます。

○野中委員

地域クラブ活動の指導者の担い手として、地域住民、保護者、小学校教員、特別支援学校教員にターゲットを絞った周知をすることは有効であると思います。スポーツ少年団の指導者と市が認定する地域クラブの指導者を兼ねてよいのかについては、指導者の二重登録の問題にも関わってくると思いますので、今後協議しなければならないことだと思います。

○事務局

各学校への調査から、それぞれの学区にある少年団の中でも、中学校年代の子供たちのカテゴリーにも指導を広げていきたいと考えているところもあるとのことですので、小学校年代から指導している指導者の方々についても、同じように周知をしていく必要があると考えます。

○野秋委員

これまでの中学校の部活動指導と同じような形で地域クラブ活動の指導に携わってほしいというお願いでは、おそらく多くの方が二の足を踏むと思います。指導を希望する教員も含め、指導に関わることをためらっている方たちが、それぞれの得意分野を生かして、みんなでひとつの地域クラブに関わっていくことができる体制を目指していくことが大切だと考えます。

○藤田健次委員

指導者の確保については、それ相当の報酬の問題が絡んでくると思います。運営主体となる各地域クラブが条件を提示した中で、指導者とのマッチングをしていくことが必要だと考えます。そういったことがしっかりできる団体を地域クラブとして認定していくべきだと思います。

○桔川委員

12月に地域にある2つの連合自治会や協働センターに参加しているスポーツ文化団体約30団体を集め、会合を開きました。会合の中で、休日の部活動の地域移行に関する現状を説明し、地域クラブの指導者や運営団体になることをお願いしましたが、中学生の指導まではできないという方が大半でした。そのような現状を踏まえると、なかなか指導者確保は大変だと感じました。まずは先生方の協力と保護者の協力や支援を引き出していくことが重要だと思います。

○事務局

指導者に関しては絶対数が不足していることは事実です。量だけではなく質の担保についても課題ですが、まずは一定の量を確保しなければいけないと考えています。また、指導者だけでなくクラブを支える運営スタッフの役割を担う方も必要になっていきます。本日ご欠席の笹原委員からは、この運営スタッフの確保について、大学生がマネージャー的な役割で運営スタッフとして携わることもできるのではないかというご意見もいただいております。

○藤田晴康委員

少年団の指導者については、市が目指す具体的な方向性が決まれば、地域クラブの指導に関わる説明

もしやすくなると思います。その中で、地域スポーツ指導者養成講習会を年 15 回程度行っています。指導者の登録者数も 150 名程度いるので、今後そういった方々にも周知ができると思います。

○奥家委員長

次に「活動場所（活動用具）」のワーキンググループからの報告をお願いします。

○事務局

最初に「学校施設や学校用具が利用できる制度整備」についてです。スポーツ活動は、「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」を改定し、地域クラブの運動場や体育館等の優先使用、使用料免除、備品の使用等を認め、生徒の充実した活動のための制度を整えていきたいと考えます。令和 8 年 4 月の基準の改定に向けて、スポーツ施設利用を管轄するスポーツ振興課と連携して進めていきます。しかし、学校プールの使用については、施設の老朽化に伴う整備や安全面に対する不安等の課題が多く、使用を許可するかどうかも含め、さらなる検討が必要であると考えます。ワーキンググループでは、公共施設や民間のスイミングスクールのプールの使用が望ましいのではないかという意見も出ています。

文化芸術活動については、各文化連盟や学校の意向も踏まえ、事務局が音楽室等の使用承認を受けて、校舎内を使用できるようにしたいと考えています。セキュリティの整備等の観点から、すべての学校ではなく利用できる学校を選定し、一部は拠点化する方向で調整していきます。選定した学校に必要な施設整備を行い、その学校や周辺の学校に通う生徒が集まって活動するといった形も想定しています。また、楽器等の文化活動で使用する物品については、「学校事務の手引き」の物品等の貸借の手続きにより、学校長の許可のもとでできるようにしていく方向です。

スポーツ活動、文化芸術活動に共通することとして、地域クラブで使用する用具等を学校の敷地内で保管する場合も想定し、行政財産の使用許可に関する事務処理要領に基づいて使用許可を受けることとなるよう、要領を改定し使用料を免除していきたいと考えます。すでに関係課と協議し、地域クラブ活動についても要領に加えることが可能であることは確認しています。令和 8 年 9 月の地域移行に合わせて改定するように、引き続き連携して進めていきます。

もう 1 つの論点である「公共施設の減免措置や優先利用の検討」については、一般団体と競合しないよう、学校施設が優先かつ無償で利用できることを周知し、基本的には地域クラブは学校施設を使用するように働きかけていきたいと思います。

協議事項としては、学校施設を使用するにあたり、施設の予約方法や利用を希望する団体を振り分ける調整業務をどのような形で行うのがよいかについてご意見をいただきたいと思います。現在の施設開放のインターネット予約システムでは、個々の地域クラブの活動に合わせたきめ細かな予約調整は難しいため、ひとまず既存のシステム上で、学校が休日の昼間を押さえ、学校施設を使えるように確保していきたいと考えています。その後の調整業務を誰がどのように行うのかについては、検討をしていかなければなりません。学校施設の調整作業等で、教員の業務が増えることを懸念する声も挙がっています。学校の負担にならないように進めていきたいと考えていますが、学校施設を使用するにあたって、学校が全く関与しないということにはいけないことが現実問題としてあると思います。他都市の事例では、地域クラブの指導を希望している教員に調整業務を依頼し、手当をつけて対応しているところもあります。以上です。

○松野委員

公共施設の減免の考え方は議論されるべきだと思います。基本的には地域クラブは学校施設を使うことが原則だと考えます。地域の実情によっては難しい部分もありますが、学校関係団体が公共施設を利

用すると一般市民の利用にかなり影響があるという現状を踏まえるべきだと思います。

○事務局

今まで通り、中学生が行う活動は学校施設を使用していくことを大前提として考えています。

○桔川委員

地域クラブで使用する用具を、体育館の片隅などに置くことは可能ですか。

○事務局

基本的には地域クラブで使用する道具は持ち帰りが原則ですが、大きい物や重たい物など毎回の持ち運びが難しいものについては、置いておくことも可能な制度を整えたいと思います。

○松野委員

スポーツ振興課では学校開放用の倉庫を用意していますが、地域クラブ活動も同じようなものを用意するということですか。

○事務局

スポーツ振興課で用意している倉庫とは別の形で保管することを検討しています。

○嶋野委員

校舎内の使用については、例えば吹奏楽の場合、音楽室が別棟にある場合は、ある程度セキュリティの管理が可能だと思います。音楽室が職員室と同じ棟にある場合の管理はどのように考えていますか。

○事務局

その部分が一番の課題であり、現在ワーキンググループでも検討しているところです。

○奥家委員長

現在の想定では、学校施設の安全な管理という点から、基本的には動線の確保や別棟がない学校については、吹奏楽などの校舎内を使用した地域クラブ活動は難しいのではないかとということです。

○事務局

吹奏楽に関しては、施設の使用やセキュリティ等の整備という観点から、活動場所を拠点化する必要があると考えます。そのために、行政が吹奏楽連盟や各学校と連携し、地域クラブの創設に関わる情報を共有することが必要です。セキュリティ上、職員室と音楽室が別棟にあることが望ましいですが、地域や学校の状況によっては同じ棟になってしまう可能性もあり、その場合の整備をどうしていくかについて検討していく必要があると考えます。

○山本委員

教育施設課としては、短期的な対応として既に別棟になっている場所に対応してもらうように考えています。中長期的な対応としては、学校施設の老朽化に伴う大規模な改築等を行う中で、音楽室等を別途管理できるような整理をしていきたいと思っています。

○桔川委員

吹奏楽の練習は、パート別の練習を各教室で行っています。そのことも含めるとセキュリティの問題は難しく、逆に考えると、職員室や校長室のセキュリティを高めていく方がいいのではないですか。

○山本委員

当然ながら、職員室や校長室については、セキュリティを警備会社に依頼して万全な体制をとっていますが、何かあったときに駆けつける際、場合によっては時間がかかることもあります。例えば、同一棟内にある場合には、何らかの物理的な制限をするような施設整備をして、職員室や校長室には入れない対応をした上で、開放をしたいと思っています。校舎内においても地域クラブ活動で使用する教室等は限られるので、費用的な面からも校舎内のすべての部屋のセキュリティを強化するより、物理的に壁等を設けたり、特別教室、トイレ、玄関を整備してそこだけは地域クラブ活動で使えたりというような整備をした方が、万全な対策が講じられると考えます。

○嶋野委員

例えば、音楽室は校舎の隅に位置することが多いので、防火扉やシャッターのようなもので階段を区切れば、職員室と同じ棟でも使用できるのではないかと思います。既存の学校施設においても、少し手を入れれば使用できる方法について考えてほしいと思います。

○奥家委員長

校舎内においては、地域クラブの参加者が活動する動線の確保がイメージできるモデルを作らないといけないと思います。まずは音楽室と職員室が別棟にあるなど、セキュリティの動線の分離が比較的容易な学校から整備をしていくことがいいのではないかというのがワーキンググループの考えです。学校施設の予約調整の体制についてはいかがですか。

○松野委員

予約システムですが、既存のシステムの基準を見直し、学校行事や地域クラブの活動を優先にすれば、システム的には特に難しいことはないと考えます。学校開放のスマート化のシステムがあるので、全体の区分けと予約の優先順位を整理すれば使えると思います。その後の調整については、地域クラブ同士で行えばよいと思います。

○奥家委員長

最後に「費用・学校との連携・大会等」のワーキンググループから報告をお願いします。

○事務局

最初に「参加者への費用援助」についてです。ワーキンググループとしての方向性は、生活保護世帯、児童扶養手当全部支給の世帯を対象とした援助の実現を目指していきたいと考えています。子育て支援課の「こども習い事支援事業」との連携やスキームを生かした体制を作りたいと考えており、現在関係者から情報を集めています。実現にあたっては、クーポンの活用などで目的外使用を防ぐことや、運営側の負担を考慮した仕組みとなるよう、他市の類似した取り組みについて調査をしながら検討を進めています。課題としては、支給対象者の個人情報の取り扱いをどうするかということや、新規で事業を立ち上げる際に新しい部署等が必要ではないかという意見が挙がっています。

次に「指導者への報酬援助」についてです。これまで事務局からも繰り返し説明しているように、多

様な運営団体が展開する浜松市の体制では、一律に指導者への報酬援助をすることは現実的ではないため、直接的な指導者への報酬援助は行わず、団体への費用援助を軸に進めていく方向性で考えています。

次に「地域クラブ活動協議会等の進捗状況の周知」についてです。これまでもこの協議会に関わる情報は市のホームページやさくら連絡網を活用して周知してきました。ただ、今後さらに市民に広く周知をしていくためには、先ほどご意見もあったように、ケーブルテレビ、ラジオ、広報はままつ、浜松市公式 Line、回覧板等の媒体を活用した周知の検討を進めていく必要があります。広聴広報課にも相談を行い、効果的な周知を進めます。特にガイドラインの策定後は、周知キャンペーンを行うことも検討しています。また、地域と学校との連携促進のため、事務局としても学校運営協議会での協議状況の把握、自治会等の地域関係団体への周知促進を行っていきます。

協議事項としては、休日の部活動の地域移行に関して、周知をより効果的に行うために、今年度中に市が認定する地域クラブの名称を決定したいと考えています。名称の決定に際しては、アンケート等で市民に広く意見をもらうことも検討しましたが、休日の部活動の地域移行の目的や理念等を十分理解されている協議委員で決定していくのが適切ではないかと考えました。

本日候補案をお伝えし、今回の協議会までにご意見を伺い、第4回の協議会で正式に決定したいと考えます。次の4案を名称候補として提案します。 ※（ ）内は略称・愛称

- ① 「はままつリンク」(はまリン) …浜松と「リンク(つながり)」を組み合わせ、学校と地域と地域クラブの結びつきを表現するもの
 - ② 「はままつチャレンジ」(はまチャレ) …浜松の子供たちの挑戦を応援したい気持ちを込めたもの
 - ③ 「はままつ地域 Club」(Hama-Clu(ハマクル)) …イメージが付きやすく、略称は「浜松(Hamamatsu)」と「クラブ(Club)」を短縮・融合させた造語
 - ④ 「カルチャー&スポーツやらまいか」(カルスポやらまいか) …遠州弁の「やらまいか」に子供たちの挑戦を応援したい気持ちを込めたもの
- 以上です。

○藤田健次委員

参加者への費用援助について、ある都市では習い事・塾代助成事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的にして、所得制限を設けず、市内在住の小学校5年生から中学3年生までを対象に行っています。そのような事例も参考にして検討していただけたらと思います。

○奥家委員長

参加者への一律の費用援助ができれば、最終的には各クラブの持続可能な運営につながっていくというサイクルを想定してのご意見かと思います。他都市でも地域クラブ活動の参加に絞った費用援助を進めている自治体もあるとのこと。

○事務局

他都市も類似した取り組みがあり、大阪市のように所得制限を設けずに習い事や地域クラブ活動の参加に対する手厚い支援をしている自治体も見られますが、多くの自治体では所得制限の基準を設け、例えば生活困窮世帯を対象にした支援の仕組みを検討しています。ワーキンググループとしても、家庭の経済的な理由で地域クラブ活動に参加できない状態は避けたいと考えています。

○山本委員

部活動はそもそも自発的な活動であるため、受益者負担は大原則かと思います。活動に必要な道具も

個人で負担しています。ただし、学校教育の延長としての地域クラブ活動ということであれば、地域クラブ創設時のサポートが多少あってもいいだろうし、それから経済的に困窮している家庭に対してのサポートもあっていいだろうと思います。ただ、他都市の事例にあるように、参加者への一律の費用援助となると、一方でスポーツクラブやスポーツ施設などの民業圧迫にならないかと懸念しています。家庭への一律の費用援助ということであれば、地域クラブ活動に限定するのではなく、すべてのスポーツや文化芸術活動に対して使えるものでなければ難しいのではないかと思います。

○奥家委員長

受益者負担の考え方は前提ではありますが、部活動であれば、少なくとも練習施設の使用料や指導者である教員への報酬について、家庭の費用負担はありませんでした。地域移行することにより、このような隠れた費用が顕在化する中で、受益者である各家庭の負担が大きくなることを認識しておく必要があります。地域移行の目的の一つは教員の働き方改革ですが、部活動は様々な事情や状況がある子供でも活動に参加できる一方、地域クラブへの移行に伴い受益者負担を強く求めると、家庭にとっては地域移行を行う必要性を感じにくくなってしまわないかと思っています。地域移行することで、子供たちの放課後や休日のスポーツや文化芸術活動をする場が失われる状況だけは避けなければならないと考えています。だからこそ一定程度の行政側の支援は必要で、参加側に支援をする方がいいのか、団体側に運営の維持を目的とした支援をする方がいいのか、それぞれの枠組みを比較しながら、よりよい仕組みを構築していく必要があると思います。

地域クラブ活動の周知に関わる広報活動については、特にガイドラインの策定以降は、地域クラブに携わることを考えている市民の皆さんに理解をしていただく必要があるので、様々な手段や媒体を活用して繰り返し行っていく必要はあると思います。また、市が認定する地域クラブに名称をつけ、機運を高めていくことも有効だと考えます。

○森下委員

今日の協議を踏まえても、やはり現状の子供たちの地域クラブ活動に対する参加の意向を調査報告していく方が、方向性を絞りやすいのではないかと思います。

○松野委員

各ワーキンググループからの方向性をベースに、改めて浜松市が目指す地域クラブ活動の全体像が共通認識できるように可視化していく必要があると思います。それぞれの方策について、運営団体、指導者、参加者、学校等の関わり方や位置づけを体系化し、それに対する行政側の支援などをつなげたイメージが共有できると、より分かりやすく、議論が深まるのではないかと思います。一度事務局側で、各ワーキンググループの方向性を整理し、それぞれの方策についてどこが主体となって進めていくかを明確にしてほしいです。

○奥家委員長

基本的にはこれまで市民の皆様にお示ししたイメージ図を基に、具体の議論を進めていくことになっています。今回、各ワーキンググループから個別の課題の方向性が具体的に示されたことで、ワーキンググループ間での整合性をとっていく必要はあると思います。事務局で、イメージ図と協議会全体の組織体系図に基づいて、本日の議論を整理し、可視化していくことを検討してください。

会議の終了時間が迫りましたので、協議2の「休日の部活動の地域移行に関するガイドライン」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「休日の部活動の地域移行に関するガイドライン」の骨子について提案します。まず、策定における基本的な考え方について説明します。地域クラブ活動については、第2回の協議会の認定要件の際にも説明しましたように、これまでの学校部活動に代わる生徒のスポーツ・文化芸術活動として、学校との連携を図って活動を進めていくなど、現時点においては習い事である民間のクラブとは分けて考えていく必要があります。今回策定するガイドラインは、教育に資する公共的団体として市が認定する地域クラブ団体、そしてそれに関わる参加者、保護者、指導者、団体の運営責任者等を対象としたものとし、市が認定する地域クラブに携わるすべての人が安心安全に活動できるような指針を示していきたいと考えています。また、具体的な指針だけでなく、地域クラブ活動に携わる方がどのように手続きを進めたり、何に留意したりしたらいいかが分かるよう、マニュアル的な要素としても記載していく必要があると考えています。基本的にはこのガイドラインに、浜松市の地域クラブ活動を進めていく上での基本的な情報がすべて記載されている形が理想ではないかと考えています。

巻頭「はじめに」の部分では、国の動向、これまでの市の検討経緯、第1章では市の基本理念や全体像を記載し、市が認定するクラブの要件や活動指針の具体を示していく形を考えています。令和5年5月に学校教育部が策定した「休日の部活動の地域移行に関する取組方針」での柱や記載事項を基に、協議会やワーキンググループで検討した方向性を具現化するように記載していけるといいのではないかと考えます。第2章では、創設や運営の責任者として携わる方、実際に活動に参加する生徒や保護者、指導者や運営スタッフとして参加したい方など、対象を絞って具体的にどのような手続きや準備を進めていくのが分かる形で示していけるとよいのではないかと考えます。第1章の活動指針と内容が重なる部分もあるかと思いますが、フローチャートやイラスト等も活用しながら、市民の皆様にとって分かりやすいものになればいいかと考えます。第3章では、熱中症やけが等の対応、ガイドラインの見直し、相談体制について記載したいと考えます。記載内容によっては予算等の問題が大きく関わる内容もありますので、示すことができるものから記載をしていきたいと考えています。

○奥家委員長

事務局からの提案について、本日は協議の時間がないので、例えばこのような内容や項目についても記載した方がいいのではないかとのご意見があれば、事務局へ伝えてほしいと思います。基本的に市が認定をしていく地域クラブについては、枠組みをきちんと示す必要があるということです。市の認定を必要としないクラブの方々については、休日の部活動の地域移行の理念についての理解と子供たちの活動に関わる部分での一般的な留意事項等について承知いただきたいという構成となっています。よって、ガイドライン全体とすれば、市が認定する地域クラブについての内容がメインになってくるという形で、今後策定の作業を進めていくとのことでした。